

本日の報告は、①農場協会の歴史、②組織と活動内容、③農業高校向けに出されている支援事業について説明をさせていただきます。

1 農場協会の歴史

(1) 農場協会会館について

農場協会会館は、昭和45年4月に産業教育手当が7%から10%に引き上げられたのを期に、昭和46年6月第19回全国大会総会で農場協会会館建設の議案が発議され、全会一致で可決されました。可決後の9月に用地買収を、12月に工事を開始し、翌年6月に竣工いたしました。

この建設資金は、すべての会員が産業教育手当のアップ分の3%を3か月分拠出致しました。

(2) 農場協会結成と産業教育振興法成立について

昭和23年新制高校が誕生しています。新制高校は、実業学校、青年学校、国民学校高等科等が戦後の混乱の中、生まれ変わりました。当初は、実験実習に必要な施設・設備が相当量不足していたと言われていました。

このことは、設置された農業高校も同様であったことから、農業教育の振興を目的に、農場協会初代会長の日浦 晃先生が関東地区の農場主任の先生方と共に、昭和24年に「関東地区農場主任協会」を結成しました。そして、①農場経理の改善、②農業教員の定数確保、③農業教員の待遇改善を目的に、国会や文部省、人事院へ年間200日以上に及び要請活動を実施しました。この活動の間、農業高校の全国規模の組織化が必要であるとし、活動に並行し全国の農場長を招集した「全国高等学校農場協議会」を開催しました。

昭和26年3月、自由民主党衆議院議員からようやく議員立法により「産業教育法案」が提出されました。この法案には、「関東地区農場主任協会」が要望していた①農場経理の改善、②農業教員の定数確保、③農業教員の待遇改善が盛り込まれました。しかし、衆議院で可決されましたが、参議院では3つの要望が削除され、「産業教育振興法」として可決いたしました。

これを受け、「関東地区農場主任協会」は、農業教育の振興は全国規模の強い組織であることが不可欠であるとの結論に達し、農場協会の結成に尽力いたしました。

昭和27年2月、「全国高等学校農場協会」が結成されました。その目的は、「産業教育振興法」で削除された、①農場経理の改善、②教員定数の確保、③待遇改善、そして④教員給与の改善への取り組みを行うことでした。

新たな組織となり、要請活動を継続した結果、昭和27年6月に、「産業教育振興法」は改正され、削除された3つの要望が復活しております。

(3) 産業教育手当について

産業教育手当についても、私たちの要請活動の結果支給されるようになりました。

農業科教員は、厳しい環境の中で教育活動に取り組んでいることから、昭和31年10月に給与面での待遇改善を求め、調整額10%支給に向けた要請活動を始めました。

昭和32年3月、自由民主党衆議院議員から、議員立法で「産業教育法案」が提出され、昭和32年5月に「産業教育手当法」が公布されました。

法案ができて、省令ができなければ、具体的なものとして現れないことから、昭和32年6月から「産業教育手当法」における文部省令の早期発令と具体的な支給率について要請活動を実施いたしました。

昭和32年9月、文部省は、支給率6%を通告したことを受け、議員立法を提出した国会議員に対して、やむなく7%の要請を実施しました。その結果、要請通りの7%で可決しています。

当時の産業教育手当は、10%支給でなく、支給対象は教諭のみで沖縄県は除外されていました。また、定通手当との併給制限等があったことから、要請活動を継続しています。

昭和33年4月、産業教育手当を経験年数6年以上実習助手への適用が決定。

昭和35年1月、産業教育手当と定通手当の併給制限の解除が決定。

昭和35年10月、実習助手の支給経験年数が6年から3年への短縮が決定。

昭和42年6月、実習助手の支給制限3年の撤廃が決定。

昭和42年7月、沖縄県の農業教員への手当支給が決定。

昭和45年1月、産業教育手当の省令改正により、農業・水産教員のみ3%増額が決定。昭和45年4月に文部省令が公布され、全日制10%、定時制6%となる。

その後の産業教育手当は、平成15年「国立大学法人法」の施行により、産業教育手当が法人に移譲された。都道府県立高校のそれも、地方自治法204条に規定され、地方自治体が独自に給することとなった。

(4) 教育職員給与特別措置法について

「教育職員給与特別措置法」は、給与の教職調整額4%を支給する代わりに、超過勤務手当を原則支給しないとするもので、昭和46年5月に公布されました。そのとき、産業教育手当は、超過勤務手当の要素があるとして、産業教育手当受給者を除外するとされました。

これを受け本協会は、産業教育手当には、超過勤務手当の要素は無いとの説明を人事院に行いました。その結果、理解が得られ昭和46年6月に支給対象となっています。

(5) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について

昭和50年3月、人材確保法第2次勧告で、俸給表3%、特別手当4%を支給とする「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が公布されました。これについても、産業教育手当、定通手当受給者には支給なしとの通告が出されました。これについても、除外の反対要請を国会に行った結果、昭和50年11月、教員特別手当4分の3（実質3%）、宿日直手当は、農業に限り増額が決定され、現在に至っています。

(6) 標準実験実習費について

昭和30年12月、実験実習費の適正化に向け、収入を伴わない標準実験実習費の支給要請を国会に対し継続して実施しており、昭和31年4月、標準実験実習費が通達されています。

本日は、計6項目の要請活動について紹介をいたしました。これらの他、①農業教育近代化促進費補助金、②自営者養成農業高校拡充整備予算、③農業インターンシップ制度拡充整備費、④高等学校農場の基盤整備費等の要求を行い認められてきました。

この内容は、各学校に配付されています「農場協会結成50周年記念誌」に掲載されていますので御一読ください。

本日説明させて頂きましたように、頂いた手当は黙っていても支給されません。また、教員になった時は、支給されており、それが当たり前との感覚を持ってしまうもの当然のことと思います。しかし、私たちの手当は、農場協会が何度も要請活動をして勝ち取ってきたものであることを改めて先生方に御理解を頂きたいと存じます。

手当は、「出ているも」「権利」であるとし無頓着していると、何時か普通科教員と差がないと判断され、手当は削減されていきます。

産業教育手当はすでに、各都道府県で見直しがされました。

その根拠は、各自治体において「現在の普通高校は、職業系の科目を開設するなど、従来よりも農業、水産、工業、商業の教育との困難性、特殊性の差が減少している状況の中で、産業教育手当が他の教員との均衡上適当か。」という論点で検討がなされ、改正に進みました。

今は、ライフ・ワーク・バランスを考える時代ですが、普通教科から見て、困難性に差がないと判断されれば、手当が削減される方向に進むことを、記憶に止めて頂きまして、日々の農業教育に取り組んで頂きたいと考えます。

農場協会は、①農業教育の振興、②農業後継者の育成、③農業科教員の待遇改善を今後も進めていきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2 組織及び活動内容

(1) 農場協会の組織及び活動

農場協会は、「全国高等学校農場協会」（全高農と言う）と「公益財団法人全国学校農場協会」（財全農と言う）の2つの組織を編成しており、2つの組織を合わせたものを「農場協会」を言います。

「全高農」は、農業教育の改善に向けた振興活動や農業科教員の待遇改善を主体的に実施しています。これは、任意団体であるからこそできるものです。

「財全農」は、国が認めた信頼性の高い団体である公益財団法人として、農業教員の人材育成や農業及び農業教育の普及・啓発を内閣府の指導の下、文部科学省、農林水産省から支援を頂く公益性の高い事業を行っています。例えば、農業功労者表彰などで発行する賞状などは、社会的にも価値のあるものとなります。

(a) 全国高等学校農場協会（全高農）について

全高農は、総務局、振興局、広報局の組織をもって活動しています。設置目的は、①農業教育振興への建議、②教職員の待遇改善等があります。具体的には、農業関係高校がかかえる農場施設・設備の拡充や農場の整備等の課題改善、また農業教員の定数改善や各種手当の改善等に向け意見をまとめ要望を実施しています。

主な事業は、①毎年6月初旬に開催する全国大会の実施、②夏季休業中に行う支部大会の開催、③農場協会新聞発行等があります。

総務局は、全国大会、支部大会の企画・運営を担当し、振興局は、農業教育の振興に必要な実態調査、その調査に基づき要望書を作成・配付があります。広報局は、農場協会新聞の発行に加え、各事業の記録を行っています。

振興局が担当する要望事項は次の通りです。

現在の要望書には、平成28年12月～平成29年11月の要望事項として次の内容を掲載しています。

I 緊急に改善すべき具体的要望事項

I 農業教育施設・設備の改善に関する要望

- 1 老朽化および時代の進展に対応した施設・設備への速やかな更新
- 2 農業の競争力を高める先進的な技術教育を実現する施設・設備の導入
- 3 地域の基幹産業である農業の活性化に直結した技術教育を実現する施設・設備の改善

II 農業科教職員の待遇改善に関する要望

- 1 産業教育手当の継続的な支給を確保する。
- 2 特殊性の高い職務であることに配慮した特別手当の支給を要望する。
- 3 施設・設備及び学校農場の規模を踏まえた農業科教職員の確保と充実

III 農業関係高等学校の教育力向上への支援に関する要望

- 1 先進農家や農業法人および農業関連企業での教職員の継続的な研修の推進
- 2 農業教職員の海外研修の実施
- 3 優れた知識・技術を有する教職員の確保

IV 農業について学ぶ高校生の育成に関する要望

- 1 農業・農業関連産業の従事者・経営者等の活用に向けた予算面での支援の充実
- 2 高校生の海外派遣研修への機会と予算面での対応を含めた支援の充実
- 3 農業及び農業教育の理解・啓発を推進するための予算面での対応を含めた支援の充実

また、要望書には掲載してありませんが、継続要望として農業教育諸条件の更なる充実に向けたものとして、次の内容を示しています。

- 1 産業教育手当の都道府県対応
- 2 実験・実習費の確保
- 3 少人数授業の推進（1教員が担当する生徒数削減）
- 4 農業経営者育成高等学校寮施設的环境改善に向けた要望
- 5 生徒の進路先確保と充実

広報局は、会員の先生方への情報提供はもちろん、広く農業・農業教育への理解を深めて頂くために取り組んでいます。主に、各種行事や事業を記録し、農場協会新聞へ掲載しています。現在の新聞は、カラー刷りで年4回発行をしています。他の取り組みとしてホームページの更新等も 行っています。

(b) 公益財団法人全国学校農場協会（財全農）について

前身は、昭和51年5月に設立した「財団法人全国学校農場協会」であり、文部省の認定団体第1号の研究団体です。現在は、内閣府が所管となっています。

(ア) 公益財団法人の優位性は次の通りです。

○社会的信用が優れている。

省庁から認可を受け実施している事業。

〔文部科学省〕

- ・実験実習講習会並びに教員免許更新講習
- ・実習助手単位認定講習

〔農林水産省〕

- ・農業女子フォーラム（今年度見直しの為休止致しました）

これらの事業を実施する場合でも、公益財団法人であることは、社会的信用が担保されていますので、スムーズに認可を受けられます。

○不動産は法人名で所有することができる。

○公益法人に寄付金等をした場合、寄付額に見合い税金控除を受けることができます。

○公益法人は、公益事業とすることが決められていますが、行った事業への税制優遇があります。

(イ) 組織について

財全農は、総務局、研究局の組織をもって活動しています。総務局は、公益性の推進に向け、事業部を設置し事業の計画・運営を行っています。研究局は、各種調査・研究活動を行っています。

a) 目標

研究・研修活動と農業・農業教育への理解の深化と普及を推進する活動を行っています。特に、農業の大切さと農業を守るためには農業高校が大きな役割を担っているとの理解を国民の皆様様に訴える為に、さまざま事業を行っています。

b) 研究局の活動

農業教育の充実を図るため、教育課程の改善、さらには授業内容の充実を通じて、農業後継者の育成はもちろん、質の高い農業教育を目指して研究活動を行います。

具体的な取組は、次の通りです。

- ・専門委員会における研究活動

- 全国大会や農業教育研究協議会での研究発表活動や講演会の準備や運営
- 研究集録の編集や実習手帳の発行、栽培学習テキスト等の作成
- 全国の農業関係高校の特色ある教育活動の調査
- 大学推薦入試結果の調査を集計

c) 総務局事業部の活動

事業部は、研究・研修活動の奨励・運営を中心に取組、主なものは次の通りです。

- 農業功労者表彰
- 実験実習講習会
- 教員免許更新講習
- 農業実習単位認定講習。
- 農業及び農業教育の普及活動を開催し理解者協力者を増やす各種取組
農業女子フォーラム、シンポジウム、講演会、エッセイストコンテスト
フォトコンテスト、里山音楽祭 等

これらの事業の中で、教員免許状更新講習と合わせて行なう実験実習講習会は、全国6地区で開催し、実施している事業の中では、最も規模が大きなものとなっています。特に、教員免許更新講習は、文部科学省より「教科に関する講習」の18時間に充てることの認定を頂いていますので、先生方には是非とも活用して頂きたい研修の一つです。

(2) 農場協会の今後の活動

(a) 全国高等学校農場協会

今後はさらに、農業教育の現状を集約し、どの地域においても充実した環境で農業教育を行えるよう活動を推進いたします。また、私たち教員の待遇につきましても、地域格差がなくなるよう尽力しなければならないと考えています。

(b) 公益財団法人全国学校農場協会

公益性に富んだ活動を推進しつつ、農業への理解とともに農業関係高校の存在意義を高めるよう成果の見える活動を行い、農場協会の信頼を高めるように努めて行かなくてはならないと考えています。

3 農業高校が取り組める各種事業

これまで、文部科学省、農林水産省をはじめ、農業教育を活性化できるよう、様々な支援事業が提示されてきました。

文部科学省のそれは、周知されておりますので、農林水産省等の事業について、画面に示させて頂きました。今年度、GAP教育への支援策が新たに導入されています。参考にして頂きまして、活用をお願いしたいと思います。

予算に関しましては、都道府県も国も9月に入りましたら動き出しますので、早めの対応が肝要と考えます。

以上、御静聴ありがとうございました。